

り、たゞ此後よくつゝしむべきことを戒めよ、さてその切破りし障子は其まゝ補はずしてあるべしと仰ければ、其人はさらなり、同僚の者等までもかへりて重く御咎めありしよりも、恐れつづし、みしといへり。

〔有徳院殿御實紀附録六〕久世大和守重之略○中罪ありて、家財を欠所せられし者ありしに、その財思ひしよりも、少かりしかば、もしかくしやおきけんとして、目付の人々、厳しく穿鑿せんといひけるを聞て、大和守をこ達は、大意をわきまへずと見えたり、刑法によりて家財を没入せらるゝうへは、それまでにてよろしきことなり、なんぞ其財の多少を論せんや、かゝることくだゞしく穿鑿せんは、政の大體にあらず、重ねて糺すに及ばすとぞ令しける。

〔銀臺遺事冬〕一ある日、台命の御使あるべきにて、細川重賢疾を禮服かひつくるひて、客殿に出て待居給ひけるに、やゝ時刻うつりければ、こつけ參るべきよし宣ひ、いそぎ奥の方へ入らせらるゝに、村松長右衛門といへる近士のもの、こつけ持て參る、迎はたとゆきあひ奉り、御胸のあたりより、こつけを、また、かにうち掛たり、其折しも、上使只今なりと告ければ、周章て、御衣召替て、出向ひたまふ。略○中程なく上使の門送りして、歸り給ふやいなや、長右衛門を召す、おそれく御前に參りければ、よかりつるぞ、間に合たりと、倍もあやふき事なりし、いそがしきは、かゝる事もあるものぞ、くやしくなおもひそと宣ひ、御氣しき常に替らせ給はざりき。

〔先哲叢談後編八〕紀平洲

平洲遇門人甚有禮、寓塾中者、有過失、寬恕不責、必婉曲諷諭、待自悔悟、嘗有一書生、從學多年、頗有世才、使管財貨之出入、料理塾費用之事、後私其財、及歲暮、迫節、大窮其謀、會計不當、隄調不成、通數頓耗、衆皆譏之、以謂己便計所爲、平洲視之、若不知者、不問其出入、又不發一言、既而其人自恥、苦求歸省、衆皆逾譏之、又以謂彼恥其私而辭、萬不再來、行裝既成、至將行、平洲自脫腰刀、與之曰、子刀鞘敝矣、非所